災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細則

青森県（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県歯科医師会（以下「乙」という。）との間において令和２年２月４日付けで締結した災害時の歯科医療救護に関する協定（以下「協定」という。）第１３条に基づく実施細則について、次のように定める。

（歯科医療救護班の派遣要請）

第１条　協定第２条第１項に規定する甲の、乙に対する歯科医療救護班の派遣要請は、歯科医療救護班派遣依頼書（第１号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第２条　乙は、協定第２条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、歯科医療救護班ごとに、次の各号に定める書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

（１）歯科医療救護活動報告書（第２号様式）

（２）歯科医療救護班員名簿　（第３号様式）

（３）医薬品等使用報告書　　（第４号様式）

（事故報告）

第３条　乙は、協定第２条の規定により派遣した歯科医療救護班が行う歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第５号様式）により、速やかに報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第４条　乙は、協定第１０条に規定する経費について請求をする場合には、各歯科医療救護班分を取りまとめ、次の各号に定める書類を添付して、甲に請求するものとする。

（１）歯科医療救護班の派遣に要した費用

歯科医療救護班員名簿　（第３号様式）

費用弁償請求書　　（第６号様式）

（２）歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

医薬品等使用報告書　　（第４号様式）

費用弁償請求書　　（第６条様式）

（３）歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

事故報告書　　（第５号様式）

扶助費支給申請書　（第７号様式）

（費用弁償等の限度及び額）

第５条　協定第１０条第１項第１号に規定する費用弁償の限度は、別表による。

２　協定第１１条第１項第２号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

３　協定第１０条第３号に規定する扶助費については、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償に関する条例（昭和３８年１月青森県条例第３号）に準ずるものとする。

（費用弁償等の支払）

第６条　甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認し、これを支払うものとする。

（医事紛争の処理）

第７条　乙は、協定第２条の規定により派遣した歯科医療救護班が行う歯科医療救護活動のうえで患者と医事紛争が生じた場合は、甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、甲乙協議のうえ、適切な措置をとるよう努めるものとする。

令和２年２月４日　制定

令和６年１月２２日　改正

別　表（第５条関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th>日当を支払う場合</th><th>時間外勤務手当を支払う場合</th><th>旅費を支払う場合</th></tr>
<tr><td>歯科医師</td><td colspan="3" rowspan="2">青森県災害救助法施行細則（昭和三十年四月十九日青森県規則第四十号。以下この表において「細則」という。）別表第２に定める額</td></tr>
<tr><td>歯科衛生士</td></tr>
<tr><td>歯科技工士</td><td colspan="3">歯科衛生士と同額とする。</td></tr>
<tr><td>補助職員</td><td colspan="2" rowspan="2">細則別表第１第１２号「救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費」の２に定める額</td><td rowspan="2">細則別表第２に定める額</td></tr>
<tr><td>上記のほか、甲が歯科医療救護班員として認める者</td></tr>
</table>